

兵庫県公報

平成23年3月11日 金曜日 第2268号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

告 示	ページ
○ 換地処分に伴う南あわじ市の区域内における字の区域変更（市町振興課）	1
○ 土地改良区役員の退任の届出（農地整備課）	3
○ 漁業災害補償法の規定による共済加入区の設定（水産課）	4
○ 平成17年兵庫県告示第911号（漁業災害補償法の規定による共済加入区の設定）、平成19年兵庫県告示第1144号（漁業災害補償法の規定による共済加入区の設定）及び平成20年兵庫県告示第259号（漁業災害補償法の規定による共済加入区の設定）の廃止（同）	6
○ 保安林の指定施業要件の変更予定通知（豊かな森づくり課）	7
○ 同 上（同）	7
○ 同 上（同）	7
○ 瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく特定施設の設置許可申請の概要（水質課）	8
○ 洲本都市計画道路事業の事業計画の変更認可（道路街路課）	9
○ 阪神間都市計画道路事業の事業計画の変更認可（同）	10
○ 景観影響評価書及び再審査意見書の縦覧（都市政策課）	10
○ 土地区画整理組合の定款の変更認可（市街地整備課）	11
公 告	
○ 大規模小売店舗の変更に関する届出（都市計画課）	11
○ 同 上（同）	12
○ 県有地の一般競争入札による売払い（住宅管理課）	12
病院局公告	
○ 旧県立加古川病院跡地利用事業者選定に係るプロポーザルの実施	14

告 示

兵庫県告示第263号

土地改良法（昭和24年法律第195号）に基づく土地改良事業の実施による換地処分に伴い、南あわじ市の区域内において、次のとおり、字の区域の変更をする旨、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、南あわじ市長から届出があった。

この届出に係る処分は、換地処分の公告のあった日の翌日からその効力を生ずるものとする。

平成23年3月11日

兵庫県知事 井戸敏三

変 更 前			変 更 後	
大 字	字	地 番	大 字	字
賀集立川 瀬	才 祭 り	54から58まで 61 62の1 62の2 63	賀集立川 瀬	西 田
	塩 辛	64の2の一部 65の一部 66の2 66の3 81の一部 82の一部		
	牛 田	83 84の1 84の2 85から92まで		
	西 苗 代	122の一部 123から125まで		
	志らゝ田	126 127 128の一部 129の一部 130から133まで 134の一部		

	大 野	135から137までの各一部 150から152までの各一部		
	桶 川	171の一部 172の一部 178		
	新 見	181 182 183の1 183の2 184		
	塩 辛	64 64の2の一部 65の一部 68の1の一部 70から74まで 77から80まで 81の一部 82の一部	賀集八幡	大 野
	志らゑ田	134の一部		
	明 神 南	75の一部 76の一部		
	大 野	135から137までの各一部 138から140まで 141から145までの各一部 148から150までの各一部		
	明 神 南	75の一部 76の一部	賀集八幡	平 田
	大 野	141から145までの各一部 146 147 148から152までの各一部 153から158まで	南	
	桶 川	159 160 162から168まで 169の1 169の2 170 171の一部 172の一部		
	梅 原	243		
賀集八幡	大 野	247の一部 263から265までの各一部		
賀集八幡 南	内 町	67 68		
	小 林	69 70 157		
	具 丁 田	72の1 72の2		
	竹 ケ 下	76の1 76の2 84		
	ま が り	77		
	横 手	82の1 82の3 83の1 83の2 86		
	畑 田	85 89の1 90の1 90の4		
	里	91から94まで 95の1 95の4 96の1 96の3 97の1 98の1 99の1 101 134の1 134の2 137から139まで 141 142		
	春 内	114 115の1 115の2		
	お け ご	116 117		
	池 ノ 内	119 120 146から152まで 153の1 154		
	居 屋 敷	143		
	原 ノ 湊	144		
	道 ノ 上	158の1 158の2 167 168		
	木 ノ 下	165の一部 166		
	梅 原	169 171から175まで 176の1 176の2 178 192から194まで 195の一部 196の一部 216 217の1 217の2 218 220		
	上 池	170		
	円 毛	179の1の一部 179の2		
	西 角	190の1 190の2 191の1 191の2		

古 堀	197		
大 野	198から204まで 206の1 208 209 211 212 214		
龍 宮 南	210 215		
太 田	221		
中島ノか ち	254の1 256の1 258	賀集八幡 南	窪
出ノ上	257		
上ノ段	262の2 263		
岸ノ上	264 286 287		
欠 取	268		
橋ノ詰	269		
庄 田	278の1 278の2 279の1 279の2 280から283まで 285 289から293まで 294の1 294の2 295の1 295 の2 302 303		
中ノだゝ	284		
有ノ木	296 297		
菜 切	298から301まで 306から308まで		
犬 ぞ ぜ	309		
道ノ下	375から377まで 378の1 378の2 379の1 379の2 380から382まで		
山 口	415 416の1 417の1 417の2 418から423まで 424 の1 424の2		
越 ま ど	425の1 425の2 426から433まで		

上記のほか、変更前の区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部は、変更後の区域に編入する。

また、大字賀集立川瀬字塩辛66の1、68の1に隣接する道路、水路である公有地の全部、大字賀集立川瀬字新見179に隣接する道路である公有地の全部は、大字賀集立川瀬字西田に編入する。

また、大字賀集八幡南字大野205、207に隣接する水路である公有地の全部、大字賀集八幡南字梅原219に隣接する道路、水路である公有地の全部、大字賀集八幡南字卯ノ日222から224までの地先の道路である公有地の全部は、大字賀集八幡南字大野に編入する。

また、大字賀集八幡南字具ト田71に隣接する水路である公有地の全部、大字賀集八幡南字立花87の1に隣接する水路、道路である公有地の全部、大字賀集八幡南字比円坊113の1、118の1に隣接する水路である公有地の全部、大字賀集八幡南字下池145に隣接する水路である公有地の全部、大字賀集八幡南字大野207に隣接する道路である公有地の全部は、大字賀集八幡南字平田に編入する。

また、大字賀集八幡南字免々田248の地先の道路、大字賀集八幡南字中島ノかち250の地先の道路である公有地の全部、大字賀集八幡南字欠取265、266の1、266の2の地先の道路、大字賀集八幡南字橋ノ詰269に隣接する道路である公有地の全部、大字賀集八幡南字山口418、423、424の1に隣接する大字賀集八幡南字越まどの道路である公有地の全部は、大字賀集八幡南字窪に編入する。

備考 地番は、平成22年10月1日現在の地番である。



兵庫県告示第264号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の退任の届出があった。

平成23年 3月11日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

桑原土地改良区

退任役員

役員の区分	氏 名	住 所
理 事	谷 掛 三千丈	篠山市桑原139番地



兵庫県告示第265号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号。以下「法」という。）第105条第1項第2号の規定による加入区（区域及び区分）を次のように定める。

なお、平成15年兵庫県告示第215号（漁業災害補償法の規定による共済加入区の設定）のうち法第104条第2号に掲げる漁業の部中富島区域（富島漁業協同組合の地区）、平成15年兵庫県告示第517号（漁業災害補償法の規定に基づく区域及び区分を定めたもの）のうち法第104条第2号に掲げる漁業の部中炬口区域（炬口漁業協同組合の地区）、平成15年兵庫県告示第1120号（漁業災害補償法の規定による共済加入区の設定）のうち法第104条第2号に掲げる漁業の部中伊保区域（伊保漁業協同組合の地区）、平成16年兵庫県告示第920号（漁業災害補償法の規定による共済加入区の設定）のうち法第104条第2号に掲げる漁業の部中室津第1区域（室津漁業協同組合の地区のうち第1の区域）、室津第2区域（室津漁業協同組合の地区のうち第2の区域）、室津第3区域（室津漁業協同組合の地区のうち第3の区域）及び室津第4区域（室津漁業協同組合の地区のうち第4の区域）及び平成19年兵庫県告示第613号（漁業災害補償法の規定による共済加入区の設定）のうち法第104条第2号に掲げる漁業の部中佐野区域（津名漁業協同組合の地区のうち佐野の区域）を削る。

平成23年 3月11日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

法第104条第2号に規定する漁業

区 域	区 分
伊保区域 (伊保漁業協同組合の地区)	1 のり養殖業を兼業する者が営む総トン数10トン未満の漁船により主として底びき網を使用して営む漁業
	2 のり養殖業を兼業しない者が営む総トン数10トン未満の漁船により主として底びき網を使用して営む漁業
	3 総トン数10トン未満かつ15馬力又は48キロワット以下の漁船により主として船びき網を使用して営む漁業
	4 総トン数10トン未満かつ35馬力又は110キロワット以下の漁船により主として船びき網を使用して営む漁業
	5 総トン数10トン未満の漁船による漁業であって、1から4までに掲げる漁業以外の漁業
	6 網漁具を定置して営む漁業
坊勢区域 (坊勢漁業協同組合の地区)	1 漁船漁業を専業とする者が営む総トン数10トン未満の漁船により主として底びき網を使用して営む漁業
	2 漁船漁業を専業としない者が営む総トン数10トン未満の漁船により主として底びき網を使用して営む漁業
	3 漁船漁業を専業とする者が営む総トン数10トン未満の漁船により主として刺網、かご及びたこつぼを使用して営む漁業
	4 漁船漁業を専業としない者が営む総トン数10トン未満の漁船により主として刺網、かご及びたこつぼを使用して営む漁業
	5 のり養殖業を兼業とする者が営む総トン数10トン未満の漁船により主として船びき網を使用して営む漁業及び総トン数10トン未満の漁船により漁船漁業を専業とする者が主として船びき網を使用して営む漁業
	6 機船船びき網漁業及び魚類養殖業を兼業とする者が営む総トン数10トン未満の漁船により主として船びき網を使用して営む漁業及びまき

	<p>網漁業を兼業とする者が営む総トン数10トン未満の漁船により主として船びき網を使用して営む漁業</p> <p>7 総トン数10トン未満の漁船による漁業であって、1 から 6 までに掲げる漁業以外の漁業</p> <p>8 まき網漁業</p> <p>9 網漁具を定置して営む漁業</p>
室津区域 (室津漁業協同組合の地区)	<p>1 漁船漁業を専業とする者が営む総トン数10トン未満の漁船により主として底びき網を使用して営む漁業</p> <p>2 漁船漁業を専業としない者が営む総トン数10トン未満の漁船により主として底びき網を使用して営む漁業</p> <p>3 総トン数10トン未満の漁船により主として釣はえなわを使用して営む漁業</p> <p>4 総トン数10トン未満かつ15馬力又は48キロワット以下の漁船により主として船びき網を使用して営む漁業</p> <p>5 総トン数10トン未満かつ35馬力又は110キロワット以下の漁船により主として船びき網を使用して営む漁業及び総トン数10トン以上20トン未満の漁船により船びき網を使用して営む漁業</p> <p>6 総トン数10トン未満の漁船による漁業であって、1 から 5 までに掲げる漁業以外の漁業</p> <p>7 総トン数10トン以上100トン未満の漁船によりまき網を使用して営む漁業</p> <p>8 網漁具を定置して営む漁業</p>
炬口区域 (炬口漁業協同組合の地区)	<p>1 のり養殖業を兼業する者が営む総トン数10トン未満の漁船により主として船びき網を使用して営む漁業</p> <p>2 のり養殖業を兼業しない者が営む総トン数10トン未満の漁船により主として船びき網を使用して営む漁業及び総トン数10トン以上20トン未満の漁船により船びき網を使用して営む漁業</p> <p>3 総トン数10トン未満の漁船による漁業であって、1 及び 2 までに掲げる漁業以外の漁業</p> <p>4 網漁具を定置して営む漁業</p>
佐野区域 (津名漁業協同組合の地区のうち佐野の区域)	<p>1 総トン数10トン未満の漁船により主として底びき網を使用して営む漁業</p> <p>2 総トン数10トン未満の漁船により主として釣はえなわを使用して営む漁業</p> <p>3 総トン数10トン未満かつ15馬力又は48kw以下の漁船により主として船びき網を使用して営む漁業</p> <p>4 総トン数10トン未満かつ35馬力又は110kw以下の漁船により主として船びき網を使用して営む漁業及び総トン数10トン以上20トン未満の漁船により船びき網を使用して営む漁業</p> <p>5 総トン数10トン未満の漁船による漁業であって、1 から 4 までに掲げる漁業以外の漁業</p>
淡路町区域 (淡路町漁業協同組合の地区)	<p>1 総トン数10トン未満の漁船により主として底びき網を使用して営む漁業のうち板びき網漁業</p> <p>2 総トン数10トン未満の漁船により主として底びき網を使用して営む漁業のうち棒びき網漁業</p>

	3 総トン数10トン未満の漁船により主として釣はえなわを使用して営む漁業
	4 総トン数10トン未満かつ15馬力又は48kw以下の漁船により主として船びき網を使用して営む漁業
	5 総トン数10トン未満かつ35馬力又は110kw以下の漁船により主として船びき網を使用して営む漁業及び総トン数10トン以上20トン未満の漁船により船びき網を使用して営む漁業
	6 総トン数10トン未満の漁船による漁業であって、1から5までに掲げる漁業以外の漁業
富島区域 (富島漁業協同組合の地区)	1 のり養殖業を兼業する者が営む総トン数10トン未満の漁船により主として底びき網を使用して営む漁業のうちたこびき網漁業
	2 のり養殖業を兼業する者が営む総トン数10トン未満の漁船により主として底びき網を使用して営む漁業であって、1に掲げる漁業以外の漁業
	3 のり養殖業を兼業しない者が営む総トン数10トン未満の漁船により主として底びき網を使用して営む漁業のうちたこびき網漁業
	4 のり養殖業を兼業しない者が営む総トン数10トン未満の漁船により主として底びき網を使用して営む漁業であって、3に掲げる漁業以外の漁業
	5 総トン数10トン未満の漁船により主として釣はえなわを使用して営む漁業
	6 総トン数10トン未満の漁船により主として刺網を使用して営む漁業
	7 総トン数10トン未満の漁船による漁業であって、1から6までに掲げる漁業以外の漁業
	8 網漁具を定置して営む漁業
浜坂町区域 (浜坂町漁業協同組合の地区)	1 総トン数10トン未満の漁船により主として釣りはえなわを使用して営む漁業であって浜坂の区域の者が専業として行う漁業
	2 総トン数10トン未満の漁船により主として釣りはえなわを使用して営む漁業であって諸寄の区域の者が専業として行う漁業
	3 総トン数10トン未満の漁船により主として釣りはえなわを使用して営む漁業であって居組の区域の者が専業として行う漁業
	4 総トン数10トン未満の漁船による漁業であって、1から3までに掲げる漁業以外の漁業
	5 総トン数10トン以上20トン未満の漁船により釣りによっていかをとることを目的とする漁業
	6 総トン数10トン以上100トン未満の漁船により底びき網を使用して営む漁業及び総トン数20トン以上100トン未満の漁船により釣りによっていかをとることを目的とする漁業及び網漁具を定置して営む漁業



兵庫県告示第266号

平成17年兵庫県告示第911号（漁業災害補償法の規定による共済加入区の設定）、平成19年兵庫県告示第1144号（漁業災害補償法の規定による共済加入区の設定）及び平成20年兵庫県告示第259号（漁業災害補償法の規定による共済加入区の設定）は、廃止する。

平成23年 3月11日

兵庫県知事 井 戸 敏 三



兵庫県告示第267号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成23年 3月11日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
養父市鶴縄字氷山27の466（次の図に示す部分に限る。）、27の11、27の291、27の405、27の408、27の410、27の412、27の415から27の417まで、27の419、27の441、27の442、27の444、27の445、27の447、27の467、27の469
 - 2 保安林として指定された目的
水源のかん養
 - 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局朝来農林振興事務所及び養父市役所に備え置いて縦覧に供する。）



兵庫県告示第268号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成23年 3月11日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
養父市万久里字奥山112の245
 - 2 保安林として指定された目的
水源のかん養
 - 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局朝来農林振興事務所及び養父市役所に備え置いて縦覧に供する。）



兵庫県告示第269号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成23年 3月11日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
養父市万久里字奥山若栞113

2 保安林として指定された目的

水源のかん養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民朝来農林振興事務所及び養父市役所に備え置いて縦覧に供する。)

**兵庫県告示第270号**

瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和48年法律第110号)第5条第1項の規定により許可申請があった特定施設の設置の概要は、次のとおりである。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成23年 3月11日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 申請の概要

(1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに代表者又は代理人の氏名

三菱重工業株式会社原動機事業本部高砂製作所

高砂市荒井町新浜2丁目1番1号

原動機事業本部高砂製作所長 安 藤 健 司

(2) 工場又は事業場の名称及び所在地

三菱重工業株式会社原動機事業本部高砂製作所

高砂市荒井町新浜2丁目1番1号

(3) 特定施設に関する事項

種	類	65号 酸又はアルカリによる 表面処理施設 (No. 1)		65号 酸又はアルカリによる 表面処理施設 (No. 2)	
能	力	10～12個/回		12本/日	
工 事 着 手 予 定 年 月 日		許可後		同 左	
工 事 完 成 予 定 年 月 日		着手後3日		着手後1週間	
使 用 開 始 予 定 年 月 日		完成後		同 左	
使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間		8時30分～17時30分 1時間		8時30分～6時30分 8時間	
使用時間の季節的変動の概要		なし		同 左	
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値	区 分	通常	最大	通常	最大
	水 素 イ オ ン 濃 度 (水素指数)	1未満	1未満	1～4	1～4
	生物化学的酸素要求量 (単位 mg/L)	—	—	—	—
	化学的酸素要求量 (単位 mg/L)	1未満	1未満	100	150
	浮 遊 物 質 量 (単位 mg/L)	1未満	1未満	100	200
	窒 素 含 有 量 (単位 mg/L)	54,000	54,000	40,000	45,000
	り ん 含 有 量 (単位 mg/L)	1未満	1未満	1未満	1未満
	六 価 ク ロ ム 化 合 物 (単位 mg/L)	—	—	0.01未満	0.01未満
	ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (単位 mg/L)	—	—	1未満	1未満
	ク ロ ム 含 有 量 (単位 mg/L)	—	—	350	490
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の量 (単位 m ³ /日)		0	1未満	0.2	0.2

備考 汚水等の処理は外部業者に委託するため、排出水の汚染状態及び量並びに汚濁負荷量に増減はない。

2 縦覧の期間及び場所

- (1) 期間 平成23年3月11日から同年4月1日まで
- (2) 場所 兵庫県農政環境部環境管理局水質課及び高砂市生活環境部環境政策課



兵庫県告示第271号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成23年3月11日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 施行者の名称
洲本市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
洲本都市計画道路事業
- 3. 5. 334号物部曲田塩屋線

3. 5. 735号汐見線

3 事業施行期間

変更前 平成9年11月11日から平成23年3月31日まで

変更後 平成9年11月11日から平成24年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

なし



兵庫県告示第272号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成23年 3月11日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 施行者の名称

三田市

2 都市計画事業の種類及び名称

阪神間都市計画道路事業

3. 4. 303号高次線

3. 5. 7号国道線

3 事業施行期間

変更前 平成15年7月29日から平成23年3月31日まで

変更後 平成15年7月29日から平成24年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

なし



兵庫県告示第273号

景観の形成等に関する条例（昭和60年兵庫県条例第17号。以下「条例」という。）第27条の8第1項の規定による景観影響評価書の提出があったので、条例第27条の8の2第1項の規定により、再審査意見書を作成した。

ついては、この景観影響評価書の写し及び再審査意見書の写しを条例第27条の9第1項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

平成23年 3月11日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 特定建築主の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

氏名 藤 原 孝 治

住所 美方郡香美町香住区浦上1191

2 特定建築物等の名称及び所在地

名称 旅館まる屋

所在地 美方郡香美町香住区浦上1191

3 景観影響評価書の写し及び再審査意見書の写しの縦覧場所及び縦覧期間

縦覧場所 兵庫県県土整備部まちづくり局都市政策課及び但馬県民局豊岡土木事務所まちづくり建築第1課

縦覧期間 平成23年3月11日から同月24日まで



兵庫県告示第274号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第1項の規定により、上郡町竹万土地区画整理組合の定款の変更を平成23年2月28日に認可した。

平成23年3月11日

兵庫県知事 井戸敏三

公 告**大規模小売店舗の変更に関する届出**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べるができる。

平成23年3月11日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 ロックシティ姫路
所在地 姫路市延末字狭間435-3ほか
- 2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
氏名又は名称 ロック開発株式会社
代表者の氏名 大門 淳
住所 東京都千代田区神田佐久間河岸67
- 3 変更事項
 - (1) 大規模小売店舗の名称
 - ア 変更前
(仮称) ロックシティ姫路
 - イ 変更後
ロックシティ姫路
 - (2) 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 - ア 変更前
名称 ロック開発株式会社
代表者の氏名 羽間 和彦
住所 東京都千代田区神田佐久間河岸67
 - イ 変更後
名称 ロック開発株式会社
代表者の氏名 大門 淳
住所 東京都千代田区神田佐久間河岸67
- 4 変更年月日
 - (1) 大規模小売店舗の名称
平成23年2月1日
 - (2) 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
平成22年6月1日
- 5 届出年月日
平成23年2月21日
- 6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間
 - (1) 縦覧場所
兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び中播磨県民局姫路土木事務所まちづくり建築課
 - (2) 縦覧期間
平成23年3月11日から4月間

7 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

平成23年 7月12日

(2) 提出先

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課

〒650-8567 神戸市中央区下山手通 5丁目10番 1号



大規模小売店舗の変更に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べるができる。

平成23年 3月11日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ロックシティ姫路

所在地 姫路市延末字狭間435-3ほか

2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名称 ロック開発株式会社

代表者の氏名 大 門 淳

住所 東京都千代田区神田佐久間河岸67

3 変更事項

(1) 駐車場の自動車の出入口の位置（詳細については、縦覧に供する関係書類に示すとおり。）

(2) 駐輪場の位置（詳細については、縦覧に供する関係書類に示すとおり。）

4 変更年月日

(1) 駐車場の自動車の出入口の位置

平成23年 2月22日

(2) 駐輪場の位置

平成23年10月22日

5 届出年月日

平成23年 2月21日

6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び中播磨県民局姫路土木事務所まちづくり建築課

(2) 縦覧期間

平成23年 3月11日から 4月間

7 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

平成23年 7月12日

(2) 提出先

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課

〒650-8567 神戸市中央区下山手通 5丁目10番 1号



県有地の一般競争入札による売払い

県有地を一般競争入札により売り払うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定により、次のとおり公告する。

平成23年 3月11日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 入札に付する県有地

売払物件

物件 番号	所 在 地	面積 (㎡)	地 目
1	神戸市垂水区南多聞台 2丁目37番 2	2,149.00	宅 地

2 入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる者以外の者であること。

- (1) 成年被後見人
- (2) 民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第3条第3項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の民法（明治29年法律第89号）第11条に規定する準禁治産者
- (3) 被保佐人であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
- (4) 民法第17条第1項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
- (5) 営業の許可を受けていない未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
- (6) 破産者で復権を得ない者
- (7) 兵庫県における不動産の売却に係る契約手続において次の事項に該当すると認められる者で、その事実があった後、2年間を経過しない者
その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。
ア 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
イ 落札者が契約を締結すること又は契約の相手方が契約を履行することを妨げた者
ウ 正当な理由がなく契約を履行しなかった者
エ アからウのいずれかに該当する事実があった後2年間を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- (8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号から第6号に該当する者
- (9) 売払物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用に供しようとする者
- (10) 破壊活動防止法（昭和27年法律第240号）に基づくところの破壊的団体及び当該団体の役員若しくは構成員

3 契約条項を示す場所

神戸市中央区下山手通 4丁目18番 2号
兵庫県県土整備部住宅建築局住宅管理課

4 入札参加申込用紙の配布場所及び配布期間並びに申込場所及び申込期間

- (1) 配布場所及び申込場所
神戸市中央区下山手通 4丁目18番 2号
兵庫県県土整備部住宅建築局住宅管理課
- (2) 配布期間及び申込期間
平成23年 3月11日（金）から同月17日（木）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前9時から午後5時まで

5 入札の場所及び日時

物件番号 1

ア 場所

本庁舎付近会議室（詳細は、入札参加申込者に別途連絡する。）

イ 日時

平成23年 3月18日（金）午前10時30分から

6 入札保証金

- (1) 入札保証金の額は、入札金額の100分の5以上の額とする。

(2) 入札保証金は、金融機関が振り出し、又は支払保証した小切手により納付すること。

7 入札に関する条件

- (1) 入札書を所定の日時までに提出していること。
- (2) 所定の額の入札保証金が納付されていること。
- (3) 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札又はこれらの者がさらに他の者を代理してした入札でないこと。
- (4) 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。
- (5) 入札書に入札金額、入札者の氏名及び押印があり、入札内容が分明であること。
- (6) 代理人が入札をする場合は、委任状を提出すること。
- (7) 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。
- (8) 再度入札に参加することができる者は、初度の入札に参加した者のうち当該入札が無効とされなかった者であること。

8 入札の無効

入札参加資格がない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

9 入札についての照会先

兵庫県県土整備部住宅建築局住宅管理課
電話 (078) 341-7711 内線 4875

病 院 局 公 告

旧県立加古川病院跡地利用事業者選定に係るプロポーザルの実施

旧県立加古川病院の跡地利用事業者を選定するため、下記のとおりプロポーザルを実施する。

平成23年3月11日

兵庫県病院事業 契約担当者

兵庫県病院事業管理者 前 田 盛

1 趣旨

旧県立加古川病院の跡地については、地元の要望も踏まえ、プロポーザル方式により、医療提供機能の確保を要件の一つとして広く跡地利用事業者を募集し、応募者から提案された土地利用計画及び跡地の購入希望価格を総合的に審査したうえで、売却先となる事業予定者を選定することとしている。

このため、下記により、旧県立加古川病院跡地において、兵庫県病院局（以下「主催者」という。）が提示する要件に従って、医療提供を含む事業展開を希望する跡地利用事業者の提案を募集する。

2 事業対象地

- (1) 所在 加古川市加古川町栗津字西代770番1 外1筆
- (2) 地目 宅地
- (3) 面積 12,151.12㎡

3 提案を求める内容

事業対象地における施設の建設及び運営に関する具体的な事業計画とし、具体的な提案項目は、次のとおりとする。

- (1) 事業方針（機能、施設構成の考え方、事業の特色、アピール点等）
- (2) 施設計画（施設・設備計画、工事計画、施設配置、建物外観等）
- (3) 事業運営計画（事業運営の考え方、事業に対する経験・実績）
- (4) 全体スケジュール
- (5) 土地購入希望価格
- (6) 資金計画（概算事業費内訳、資金調達計画、年度別資金収支予算）

4 提案者の資格要件

- (1) 提案者は、自ら事業対象地の所有権を取得し、施設整備を行う事業者及び施設運営（施設を賃貸、転売する場合を含む。）を行う事業者により構成するものとする。
- (2) 提案者は、1者とすることも複数の事業者で構成するグループとすることも可能とする。複数の事業者のグループにより提案する場合には、グループの代表者を定めるものとする。
- (3) 提案者の構成員は、他の提案者の構成員になることはできない。
- (4) 提案者は、次の要件を全て満たすものとする。

- ア 提案する事業を円滑・計画的に遂行でき、安定的かつ健全な財務能力を有している者
- イ 提案する事業を効率的かつ効果的に実施できる経験及びノウハウを有している者
- ウ 事業対象地の購入金額の支払能力がある者

(5) 次の者は提案者の構成員になることができないものとする。

- ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に該当する者
- イ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て（旧会社更生法（昭和27年法律第172号）に基づくものを含む。）、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（ただし、更生計画認可決定又は再生計画認可決定がなされている場合はこの限りではない。）
- ウ 法人税、消費税、地方消費税、法人事業税等について未納の税額がある者

5 提案に当たっての要件

(1) 施設の内容

- ア 都市計画法（昭和43年法律第100号）、建築基準法（昭和25年法律第201号）、福祉のまちづくり条例（平成4年兵庫県条例第37号）及び加古川市景観まちづくり条例など国、県、市の関係法令等を遵守した提案とすること。
- イ 提案内容には、医療法の規定に基づく病院又は診療所を整備し、医療提供を行う計画を含めること。
なお、主たる診療機能として内科を設けるとともに、病床を整備する場合は、保健医療計画上の制約を踏まえること。
- ウ 事業対象地を次の用途に使用してはならない。
 - (イ) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に定める暴力団その他反社会的団体及びそれらの構成員がその活動のために利用するなど公序良俗に反する用途
 - (ロ) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に定める風俗営業、同条第5項に定める性風俗関連特殊営業の用途
- エ 主催者が認めた場合を除き、事業開始後10年間は用途を変更してはならない。

(2) 跡地利用事業者の責務

- ア 現有施設の解体・撤去、建物に据え付けられていて容易に切り離せない設備・機器類（家庭用壁掛型エアコンを含む。）の撤去及び施設整備その他必要な工事等については、跡地利用事業者の負担で行うこと。
- イ 工事着手は、土地の引渡し後1年以内に行い、5年以内に施設の建設を完了させるとともに、事業運営を開始すること。
- ウ 事業計画や工事の実施等に係る周辺地域への説明、関係機関との調整等は、跡地利用事業者の責任において適切に行うこと。

(3) 最低売却価格

次のとおり最低売却価格を設定し、それ以下の提案は認めない。
457,980,000円（37,690円/㎡）

6 募集手続

(1) 事務局

兵庫県病院局企画課 病院整備担当
〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号（兵庫県庁西館2階）
電話（078）362-9169 FAX（078）351-2883
電子メールアドレス byouinkikakuka@pref.hyogo.lg.jp

(2) 募集要項の配布

- ア 配布期間 平成23年3月11日（金）から同年4月15日（金）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）
午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）
- イ 配布場所 上記(1)に同じ。
- ウ 募集要項は、兵庫県のホームページ（http://web.pref.hyogo.lg.jp/ha01/ha01_000000054.html）から、ダウンロードにより取得することもできる。

(3) 質疑書の提出

- ア 提出方法 持参又は郵送とする。また、併せて電子データを電子メール等により送付すること。
- イ 受付期間 平成23年3月14日（月）から同年4月18日（月）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

郵送の場合は、平成23年4月18日（月）必着とする。

ウ 提出場所 上記(1)と同じ。

エ 回答方法 随時、質疑書を提出した者及び提案申込者全員に文書により回答する。

(4) 現有施設見学会

ア 日時 平成23年3月23日（水）（時間については、参加申込書提出者に別途通知する。）

イ 場所 旧県立加古川病院跡地（加古川市加古川町粟津字西代770番1）

ウ 参加方法 現有施設見学会参加申込書（様式3）を事務局宛てに提出すること。

持参、郵送、FAX又は電子メールのいずれも可とする。

郵送の場合は、平成23年3月18日（金）必着とする。

エ 受付期間 平成23年3月14日（月）から同月18日（金）まで（土曜日及び日曜日を除く。）

午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

(5) 提案申込み

ア 提出方法 持参又は郵送とする。

イ 受付期間 平成23年4月22日（金）から同月28日（木）まで（土曜日及び日曜日を除く。）

午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

郵送の場合は、平成23年4月28日（木）必着とする。

ウ 提出場所 上記(1)と同じ。

(6) 提案書類の提出

ア 資格 提案書類の提出は、提案申込みを行った者に限り行うことができる。

イ 提出方法 持参又は郵送とする。

ウ 受付期間 平成23年5月30日（月）から同年6月7日（火）まで（土曜日及び日曜日を除く。）

午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

郵送の場合は、平成23年6月7日（火）必着とする。

エ 提出場所 上記(1)と同じ。

7 事業予定者の選定

(1) 選定方法

学識経験者、地元関係団体の代表者等で構成する「旧県立加古川病院跡地処分検討委員会」（以下、「委員会」という。）における提案内容に対する審査点と購入希望価格を点数化したものの合計点が最も高い提案者を事業予定者とし、次点の者を次順位事業予定者として選定する。

なお、提案の内容によっては、第3順位事業予定者を選定することがある。

(2) 事業予定者の決定

事業予定者及び次順位事業予定者は、委員会の選定結果に基づき、主催者が決定する。

なお、選定された事業予定者は、土地売買契約締結協議、施設整備及び事業実施について、基本的事項を定める基本協定を主催者と速やかに締結することとする。

8 契約協議

主催者は、決定した事業予定者と提案内容に基づき、土地売買契約締結に向けた協議を行う。ただし、基本協定締結後90日以内に契約に至らなかった場合は、事業予定者の決定を取り消し、次順位事業予定者と契約協議を行う。

事業予定者の取消し後90日以内に次順位事業予定者とも契約締結に至らなかった場合は、次順位事業予定者の決定を取り消し、本公告及び募集要項に基づく跡地利用事業者の選定を中止する。（第3順位事業予定者を選定した場合の取扱いも同様とする。）

9 その他

(1) 書類作成において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結日までに納入しなければならない。

(3) 売買代金

売買代金は、県の指定する方法で指定する期日までに支払うものとする。ただし、既に納入された契約保証金は売買代金に充当する。

(4) 提案に当たっての留意事項

ア 本公告及び募集要項の承諾

提案者は、提案申込書の提出をもって、本公告及び募集要項の記載内容等を承諾したものとみなす。

イ 提案費用の負担

提案に要する費用は、提案者の負担とする。

ウ 提出書類修正等の禁止

主催者が認めた場合を除き、提案された内容を変更することはできない。

エ 著作権

提案書類等の著作権は、提案者に帰属する。ただし、主催者は、募集事業に関する報告等のために必要な場合には、提案書類の内容を無償で使用できるものとする。

オ 提案書類等の公表

主催者は、提案書類その他提案者から提出された書類は公表しない。ただし、提案の概要については公表する場合がある。

カ 提案書類等の取扱い

提案書類及びその他提案者から提出された書類は返却しない。

キ 提案の無効に関する条項

次のいずれかに該当する場合の提案は無効とする。

なお、この場合において新たな提案は認めない。

(7) 本公告及び募集要項に違反した場合

(i) 著しく信義に反する行為を起こした提案者が行った提案

(ii) 虚偽の記載のある提案

(iii) その他提案のあった計画を遂行するにふさわしくないと認められた場合

(5) その他

詳細は、募集要項による。